

# 若狭路インスタキャンペーン・調査事業 仕様書（案）

## 1 適用範囲

本仕様書は、「令和8年度電源地域産業育成支援事業 若狭路インスタキャンペーン・調査事業」（以下「本事業」という。）に適用する。

## 2 目的

北陸新幹線敦賀開業後の誘客促進策として、福井県嶺南地域（以下若狭路という）の観光資源について観光客等が撮影した写真や動画を募集し、若狭湾観光連盟（以下「当連盟」という。）のSNSアカウントを活用して戦略的な情報発信を行うことにより、若狭路の認知度向上や誘客に繋げるプロモーションを展開する。「サイクリング」や「夕陽」等の新たなコンテンツを戦略的に情報発信することにより、若狭路の認知度向上および誘客促進を図り、更なる観光需要の拡大を図ることを目的とする。

併せて、参加者へのアンケート調査を実施し、若狭路の観光資源に対する評価、ニーズの把握や現状の分析、調査・検証を行う。

## 3 本事業の実施方針

- (1) 委託者は、この契約の履行について自己に代わって監督し、または指示する監督職員を定めるものとする。
- (2) 本事業を実施する上で、監督職員が必要と認める資料の作成については、監督職員と協議の上、受託者の責任において実施するものとする。
- (3) 受託者は、委託者が開催する本事業に関連する会議の資料を作成するとともに、会議に同席し、資料等の説明を行うものとする。
- (4) その他、契約書および本仕様書に記載されていない事項、定めのない事項については、随時、委託者、受託者両方で協議して定めるものとする。

## 4 業務内容

- (1) 本事業における業務内容は、次のとおりとする。  
上記2の目的に適合するコンセプトを設定し、それに基づき、戦略的に本事業を実施する。

- (2) 具体的内容

- ① コンセプトの設定

SNSアカウントの運用における基本的な発信方針となるコンセプトを提案すること。

- ② 若狭路インスタフォトキャンペーンの実施

- ア 期間

委託契約期間 契約締結時～令和9年3月31日（水）

投稿募集期間 令和8年8月1日（土）～令和8年12月31日（木）まで

- イ 内容

- a 若狭路を周遊し、観光スポット、風景や食など観光資源の写真や動画を撮影し、SNS（インスタグラム）に投稿を促進させるための取り組みと期間中に投稿された写真・動画の管理・運営

- [細部留意事項]

- ・ 投稿する際の条件として、①当連盟の公式アカウントをフォロー②投稿する際は、「#若狭湾2026」をつけて投稿すること。また、サイクリングに関する投稿には「#わかさいくる2026」、夕陽に関する投稿には「#若狭湾夕陽2026」をつけて投稿することを条件とする。
  - ・ 事業実施に当たっては、別紙のような応募規約を設けること。また、運営上必要がある場合は、応募規約について追記、修正等を行うこと。
- b 優れた応募作品を活用して若狭路への誘客促進につながる広報活動などの取り組みについて提案すること。

#### [細部留意事項]

- ・投稿された写真や動画は、委託者が公式サイトや観光パンフレット等への使用、委託者が許可した団体に使用させることがあることを周知すること。
- ・動画撮影にあたっては、ドローン撮影を行う場合は法令、条例を遵守すること、また、BGM等の音楽を使用する場合はオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすることを周知すること。
- ・プロカメラマン等により、投稿された写真の質を評価（生成AI画像の排除等）できるようにすること。

#### ウ 広報

- a 告知用チラシ・ポスター・三角ポップ類の作成  
当事業への参加促進に繋がるような効果的な内容が分かりやすいデザインとし、若狭路の宿泊施設や主要観光地などに配置する。なお、配置場所、配送先、配送個数は受託者選定後、委託者と協議して決定する。製作物の発送および費用負担は、契約金額に含むものとする。
  - ・チラシ・ポスター・三角ポップ類の管理（足りなくなった施設への送付や枚数の把握など）は受託者が行うこと。
- b SNS広告での周知
  - ・インスタグラムの広告などで、当事業のPRを行うこと。
- c その他
  - ・事業実施について、当キャンペーンのLPに掲出するためのコンテンツを制作した場合は若狭路魅力総合発信（ホームページによる情報発信）事業の受託事業者と効果的に連携を図り実施すること。
  - ・広報・宣伝等は、可能な限りパブリシティーを活用した広報・宣伝に配慮すること。
  - ・当連盟の公式インスタグラムにおいて、投稿された画像等を週3回以上リポストすること。
  - ・そのほかキャンペーンの効果的な広報・宣伝等の方法について提案すること。

#### エ LPの制作

- a キャンペーンของLPを制作し、下記内容等を掲載すること。  
【参加方法、景品、また投稿例（写真・リール動画）】
- b LPのドメイン取得・レンタルサーバー料は契約金額に含むものとする。

#### オ 当選者の景品選定、当選者の選定・発送について

- a 当事業の参加者の中から抽選で当選者を選定すること。
- b 当選者への景品を選定するプレゼントは敦賀・若狭エリアに関連した商品とし、種類は複数用意すること。
- c 当選者と連絡をとり景品を発送する。
- d 景品の総額はおおよそ30万円とする（アンケートの景品含む）。
- e 景品等に係る費用は本業務の契約には含まず、別途契約するものとする。

#### カ アクセス等結果分析・レポート化

LPへのアクセス結果やSNSでの反応結果、フォロワー数、投稿数等について、毎月報告すること。

インスタグラムの投稿数について、具体的な投稿数を把握する処置を必ずとること。

#### ③ 調査事業

②の参加者等に対し、アンケート調査を実施し、若狭路の観光資源に対する評価、ニーズの把握、現状の分析・調査・検証を行うこと。

アンケート調査について、より多くの回答を得ることができる方法について提案すること。

アンケートの内容については、委託者と協議して決定すること。

## 5 成果物

- (1) 事業実施報告書
- (2) 投稿された写真や動画のデータ
- (3) アンケート調査結果
- (3) その他各種成果物データ（広告等）

受託者は成果物を令和9年3月15日（月）までに委託者に提出すること。（2）については、各市町やカテゴリごとに仕分けしたうえで提出すること。

成果物の所有権はすべて委託者に帰属するものとし、委託者は、成果物について本契約の目的にしたがって独占的に使用することができるものとする。受託者は、いかなる形においても委託者の許可なく本成果物を発表、または引用してはならない。

また、当事業に係る取材により撮影された映像および写真については、原則として委託者に帰属することとする。

## 6 共通事項

- (1) 運営業務および連絡調整
  - ① 本事業に伴う運営事務局としての業務を実施すること。
  - ② 本事業の内容に関する質問や問合せは、原則受託者で受付し回答すること。また、その内容は委託者に報告すること。但し、判断が困難な場合は速やかに委託者に確認すること。
- (2) 実施報告書の提出  
事業全体の実施結果と併せて、事業実施報告書を作成し、委託者に提出すること。
- (3) その他
  - ① 実施企画の提案について  
本書に記載の内容に則り、具体的に提案すること。
  - ② 広報やサイトに使用する画像等は、委託者が所有していない場合、受託事業者において対応すること。

## 7 製作等に係る注意事項

- (1) 契約により生じた契約目的物の所有権は、当該目的物に相当する委託料が完済されたときに、受託者から委託者へ移転するものとする。
- (2) すべての成果物が第三者の著作権、特許権およびその他の権利を侵害していないことを保証すること。ただし、委託者の責に帰すべき事由により権利侵害となる場合を除く。
- (3) 成果物の著作権の取扱いは、次の各号に定めるところによる。
  - ① 受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第27条（翻訳権、翻案権等）、第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利について、委託者に無償で譲渡するものとする。
  - ② 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果物を改変または任意の著作者名で任意に公表することができることとする。
- (4) 受託者は、本事業に係る契約締結後、速やかに業務工程表を提出すること。
- (5) 受託者は、委託者から提供を受けた個人情報を含む一切の情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、本仕様書に示されていない事項が生じたときは、委託者とその都度協議すること。
- (7) 業務を遂行する上で必要な許可・資料等は、受託者において手配するものとし、当該手続きに発生する費用は契約金額に含むものとする。
- (8) 製作に際して必要な旅費等の費用は、契約金額に含むものとする。
- (9) 委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該事務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。
- (10) 成果品において、重大な誤りがあった場合、回収、修正、再製作等の必要な処置を講ずること。
- (11) その他必要事項について、受託者選定後に別途指示（指示がない場合は協議の上、決定）するも

のとし、その結果、提案があった品目、デザインやイラスト等の仕様が変更となる場合がある。

#### 8 打合せ

受託者は、業務を円滑に遂行するため、随時監督職員と打合せを行うものとし、打合せの際、協議事項を相互に確認するものとする。

#### 9 資料等の収集および返還

本事業の実施上、必要な関係資料等の収集については、監督職員と協議の上、受託者の責任において収集するものとする。

また、委託者より貸与された関係資料等は、本事業完了後直ちに返還するものとする。

## 応募規約

- ・応募した時点で、この応募規約に同意したものとみなします。
- ・本キャンペーンはInstagramによって運営・指示・関与されるものではありません。
- ・応募写真は、応募者本人が撮影したものに限りです。
- ・応募写真は、AI生成したものは不可とします。
- ・応募作品は主催者もしくは主催者が許可した会社等の出版物・ホームページ・広告・宣伝などに活用させていただきます。活用にあたっては応募者のアカウント名を付けず、また応募作品を修正・編集させていただきます場合があります。予めご了承ください。うえでご応募ください。
- ・プロフィールを非公開設定にされている方は、応募対象外となります。
- ・応募いただける作品数に限りはありません。ただし、当選は応募者お一人につき1作品のみとなります。
- ・同じ写真の複数回投稿はお控えください。
- ・敷地内における撮影は許可および応募の同意を必ず得た上でご応募ください。
- ・応募写真の撮影にあたっては、写りこむ人物、ポスターなど、第三者の肖像権や著作権その他諸権利を侵害することのないようにしてください。また、撮影写真を加工される場合も、第三者の権利にご留意ください。
- ・被写体の肖像権侵害等の責任は負いかねます。個人が特定できる作品を応募する場合は、必ず本人の承諾を得てください。作品の発表あるいは展示後、使用された人物等からの肖像権等の申し出があった場合の責任は、すべて応募者に帰属するものとします。万一、第三者との紛争が生じた際には、応募者自身の責任と費用負担によって解決するものといたします。
- ・応募作品に関し、第三者からの権利侵害や損害賠償などの苦情や異議申し立て等があった場合においても主催者は一切の責任を負わず、応募者がすべて対処するものといたします。
- ・一般に公募されている雑誌、Web、その他への二重投稿や類似作品の応募はご遠慮ください。他キャンペーンでの落選等、公表されないことが確定した作品、応募者本人のWebまたはSNSなどで公表した作品の投稿は可能です。
- ・応募作品が第三者の肖像権や著作権等の権利を侵害、または侵害しているおそれがある場合、直ちにその旨を主催者に通知するとともに、すみやかに自己の責任と費用にて第三者に対処してください。
- ・各SNSにおける通信障害による障害については、主催者は責任を負いません。
- ・本キャンペーンは、主催者の判断により予告なく変更・中止となる場合があります。
- ・賞品の発送先は日本国内の本人に限らせていただきます。
- ・賞品は投稿者本人にご利用いただきたいので、譲渡、転売などはなさないでください。
- ・Instagramからの応募は鍵アカウントなどの非公開や限定公開アカウントは不可です。
- ・Instagramおよび関連するアプリケーションによって生じるいかなる損害についても、主催者は一切の責任を負いません。
- ・作品に、名前、日付、クレジットなど文字入力加工をしたものは投稿できません。
- ・公序良俗に反したり、第三者を誹謗中傷・プライバシーを侵害する恐れのあるもの、また法令等に違反または犯罪行為に結びつくような作品は投稿できません。
- ・応募規約については予告なく変更される場合があります。